

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年12月27日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

西部処理区瀬谷区宮沢二丁目地区緊急下水道工事

2 履行（納品）場所

瀬谷区宮沢二丁目 29 番地 9 地先から 31 番地 19 地先まで

3 契約日

令和4年7月12日

4 履行日又は履行期間

令和4年12月28日まで

5 契約金額

¥37,730,000. -（うち 地方消費税等相当額 ¥3,430,000. -）

6 契約の相手方（名称及び所在）

請負人 石田建設株式会社 代表取締役 石田 典明

住 所 横浜市泉区岡津町1573番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

昭和39年当時の受託下水道工事制度により、地元の要望を受けて横浜市が民地内に公共下水道管を布設していますが、相続に伴う土地の売買契約により既設下水道管を早期に移設する必要があった。また、既設下水道管の調査の結果、不具合箇所が判明し、陥没等の事故の発生原因になり得るとともに地域の浸水対策上重要な管であるため早期に解消する必要があった。

8 契約の相手方の選定理由

下水道工事の施工経験を豊富に有しており、資材や作業員の調達が迅速に対応できるため選定しました。

9 所管課

環境創造局管路保全課